

2026年度

南山大学 法学部・法学会共催

春季講演会

自治体における カスタマー ハラスメント



講師

弁護士

城塚 健之 氏



カスタマーハラスメント（カスハラ）が社会問題となっています。カスハラは働く者の心身を傷つけるだけでなく、事業経営にとっても大きな障害となります。そこで、2005年に改正された労働施策総合推進法は、事業主にカスハラ対策の措置を義務づけました（2026年10月施行）。これは地方公務員にも適用があります。



ただ、住民要求に真摯に向き合うべき公務員にとって、その対応は簡単ではありません。現場のみなさんは、悩みながら対応されているのが実情です。



これから社会に飛び立たれる学生のみなさんにとっても有益ではないかとの思いからお話させていただきます。



日時

7月17日(金)

11:05～12:45



場所

B11教室